

## 2. 計画の位置づけ

少子化、人口減少への対応を考える上で、子育てしやすく住みやすい都市づくりに向けた住環境整備や、各種の振興事業等を通じた後継者対策・産業の活性化等に努めることで、定着人口の維持を図り、元気がでる魅力のある都市づくりを進めていくことが課題です。

このような都市づくりを進めていく上で、都市環境、健康福祉、教育文化、都市基盤、産業振興、防犯・防災、交流など様々な面からの取り組みが必要です。また、次世代育成支援もこれらの分野との連携が必要です。

その中で、この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもを取り巻く環境に重点を置き、今後の中津川市の少子化対策・子育て支援に関する取り組みの総合的な指針となるものです。

## 3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

中津川市においては、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする 10 年間を計画期間とします。

尚、今後も地域の特性を生かしながら統一を図るように、進捗状況の把握と、見直しを行います。